

清朝末期における裁判制度について

——刑事裁判手続き⁽¹⁾を中心として——

娜 鶴 雅

はじめに

近代社会⁽²⁾に入る前の中国においては、その統治機構は数層からなり、中央では統治行為をいくつかの業務に分けていたが、末端にいけばいくほどすべての統治業務を一手に引き受けていた。このように、地方においては、省までの行政長官が行政業務のみならず、統治の一環とする司法裁判をも兼ねて処理していた。これは伝統的な司法制度の原則であり、本稿では「行政兼理司法」と呼ぶことにする。清朝も例外ではなく、裁判制度の基本をなす「必要的覆審制」も行政兼理司法の原則のもとで運用されていた。必要的覆審制によって、統治機関が持つ事案への決定権はその行政的な職権に応じて異なっており、事案は決定権を有する統治機関のところまで、上級機関に送付されつつ繰り返し覆審を受けることとされていた。

アヘン戦争以降、清朝は列強各国との間に不平等条約の締結を強いられた。統治秩序の維持のために、まずは不平等条約を改正して治外法権を撤廃しようとして、清朝政府は西洋に倣って立憲の方向へと向かい、それとともに司法改革を全国規模で展開した。だが、清朝政府は、司法改革において西洋の司法制度に一から十まで倣うのは、中国の国情と乖離する可能性があるかと憂慮した。

これに対して、隣国日本が、明治維新を経て、短期間のうちに西欧列強と比肩しうる国家を築き上げたという事実を目の当たりにした。そのため、光緒32年（1906）に日本の司法制度を模範にして、四級三審制の裁判制度を設けることとした。即ち中央に大理院、各省の省城に高等審判庁、府に地方審判庁、県に初級審判庁という四階級に分け、三審制の裁判を行うこととされた。従来の必要的覆審制と比べれば、事案は、裁判を行う専門機関において専門的な法務知識、経験を有する司法人員によって行われることとなった。これによって裁判制度は、旧来の行政・司法一体型から、近代西洋型の行政・司法分離型へと転換していった。

清朝末期に行われた近代的な司法制度の整備については、従来の研究は、法典の編纂、裁判機関の設置、裁判官の選任及び司法の独立を中心となっており⁽³⁾、裁判手続きに関しては裁判機関を述べる中で若干触れる研究があるが、新旧の裁判機関の間の関係や新旧の裁判手続きの転換・運用については検討が十分には及んでいない。そこで本稿では、旧来の必要的覆審制と新型の四級三審制を紹介したうえ、中国第一歴史檔案館に所蔵されている法部档案と京師高等審判庁檢察庁档案などの史料を利用して、刑事裁判手続きの実態のうち審級制度に関する問題を中心として清朝末期の裁判制度について取り組んでいくこととしたい。

一 清朝の裁判制度——「必要的覆審制」

清朝の基本的な刑事裁判手続きは、滋賀秀三『清代中国の法と裁判』によると、事案の決定権はその重要さに応じて異なるレベルの統治機関に属し、決定権を有するレベルのところまで事案が未決のままに繰り返し覆審を受けて上げていくという仕組みであった。滋賀はこのような裁判手続きを「必要的覆審制」と名づけた⁽⁴⁾。本稿はこの必要的覆審制の概念を用いて、決定権限の違いに注

目して各級裁判機構を整理し、清朝の基本的な裁判手続を確認しておきたい。

(一) 地方

官僚機構の末端としての「州」,「県」が第一審を行うこととする。州県は事案について審理を行い、その事実を確認したうえ、該当する刑罰（認定された事実に対する法の適用の原案——滋賀『清代中国の法と裁判』）を決定する。笞杖、枷号⁽⁵⁾の刑ならば、州県が結審することができたが、徒以上の刑ならば、「犯人」⁽⁶⁾および関係者の身柄・関係書類等を上級の裁判機関である「府」に送らなければならない。第二審は「府」によって行われる。府は書類と対照しながら犯人を直接審理し、州県が決定した刑の妥当性を判断し、妥当と認めれば、また犯人および関係者の身柄・関係書類等を省の「按察使司」に送る。第三審は「按察使司」によって行われる。按察使司では審理を繰り返し、妥当と判断すれば、また身柄と関係書類等を「督撫」（総督と巡撫の省略である）に送付する。第二審の「府」と第三審の「按察使司」は事件結審の権限がなかった。第四審は「督撫」によって行われる。督撫は犯人を直接に審理し、下級機関の作成した原案の妥当性を判断し、妥当と認めれば、人命に関係しない徒刑を結審することができる。以上は地方の裁判機関である。

(二) 中央

人命に関係する徒刑、流刑、死刑事件の場合は、督撫によって中央に送られなければならない。中央の裁判機関は以下のとおりである。

「刑部」が中央における司法の専門の機関である。刑部は督撫が送付された書類によって事件の事実や督撫が提案した判断を審査し、人命に関係する徒刑および流刑を結審することができる。そして、死刑事件の場合は、「三法司」

によって審理される必要がある。三法司は刑部、都察院（諸官の政務を監察する職掌である）、大理寺（死刑事件に関する審査を職掌とする）によって構成される。三法司は死刑事件を審査し、合議の上で、刑部によって刑部または三法司の名義で皇帝に報告され、結果については皇帝の裁可を仰がなければならない。つまり、官僚たちは、犯人を死刑にするかどうかの最終的決定をすることはできず、事件に対する判断の原案作成にとどまった。

二 清末の新型の裁判制度——四級三審制

光緒32年（1906）に中央の官制改革が行われ、刑部は法部に名称を変えて司法行政の最高機関となり、大理寺は大理院に名称を変えて裁判の最高機関となった。同年、大理院は各裁判機関の司法権限について、中国の旧制に従わなければならないと考えていたため、次のように規定した⁽⁷⁾。

大理院は、全国の最高裁判所である。宗室、官員の犯罪や、政府に抵抗する行為など以外の事件を審理することができなかった。当事者が高等審判庁の判決を不服とする場合、大理院はその上訴を受理して終審判決を下すこととなった。

高等審判庁は、初審として事件を受理できず、郷讞局（初級審判庁）また地方審判庁からの上訴を受理するのみとされた。即ち、郷讞局が初審機関として審理した事件は、当事者が郷讞局の判決、さらに地方審判庁の二審判決を不服として高等審判庁に上訴した場合、高等審判庁は終審判決を下すこととなった。地方審判庁が初審機関として審理した事件は、当事者が地方審判庁の判決を不服として高等審判庁に上訴した場合、高等審判庁は第二審として審理し、終審は大理院によって行われることとなった。各省の高等審判庁は提法司⁽⁸⁾を経て判決した事件を法部に報告し、京師高等審判庁の場合は直に法部に報告することとなった。そして、各省及び京師の高等審判庁が判決した死刑事件は、法部

のほかに大理院にも報告しなければならなかった。

地方審判庁は、徒刑、流刑から死刑までの事件、また2百両以上の民事事件を受理することができた。その中、各省の地方審判庁によって決定された徒刑・流刑の事件は提法司を経て法部に報告し、京師地方審判庁によって決定された徒刑・流刑の事件は法部と大理院にそれぞれ直に報告しなければならなかった。死刑事件の場合には、各省の地方審判庁と京師の地方審判庁とも法部と大理院にそれぞれ報告しなければならなかった。

郷讞局（初級審判庁）は、笞、杖、及び人命に関係ない徒刑、また2百両以下の民事事件を受理して判決することができた。毎月各省の郷讞局は決定した事件を提法司に報告し、京師の郷讞局は法部と大理院にそれぞれ報告することとなった。

三 清末の裁判手続き（四級三審制と必要的覆審制との関係の検討）

光緒33年（1907）に京師・東三省（遼寧・吉林・黒竜江）・直隸・江蘇に審判庁を設置し始めたから、審判庁は各省に次々と設置されていった。しかし、清朝滅亡まで、全国においては審判庁をすべて設置することができなかった。

宣統2年（1910）に施行された「司法区域分劃暫行章程」の第2、3条は、京師および各省の省城においてそれぞれ高等審判庁1箇所を設立し、京師及び省の管轄下に置かれる府・直隸州・直隸庁においてそれぞれ地方審判庁1箇所を設立し、府・直隸州・直隸庁の管轄下に置かれる州・県においてそれぞれ初級審判庁1箇所以上を設立すべきであると規定した⁽⁹⁾。そのため、この規定どおりに裁判機関をすべて設置するなら、京師は高等審判庁1箇所・地方審判庁2箇所（内城と外城）・初級審判庁5箇所を設置することになり、全国で少なくとも22省が高等審判庁22箇所、215府と80直隸州が地方審判庁295箇所、1031県が初級審判庁1031箇所を設置することになっていた⁽¹⁰⁾。しかし、民国

元年（1912）の司法公報に載せられた司法統計によると、民国元年（1912）まで、京師においては、高等審判庁1箇所・地方審判庁1箇所・初級審判庁4箇所⁽¹¹⁾設置され、各省においては、高等審判庁19箇所・高等審判分庁4箇所・地方審判庁113箇所・地方審判分庁11箇所・初級審判庁196箇所設置されるにとどまった⁽¹²⁾。設置すべき審判庁数と設置できた審判庁数と比べてみれば、高等審判庁・地方審判庁のいずれも設置されなかった甘粛・新疆及び貴州を除いて、残りの19省と京師においては、高等審判庁がすべて設置され、地方審判庁の約三分の一を設立したが、初級審判庁は僅か五分の一弱しか設立されていなかった。そのため、審判庁の設置状況によって当時の裁判手続きは異なっていた。

（一）京師の裁判手続き

京師は内城と外城と分けられ、さらに内城は26区、外城は20区に分けられていた。広さと人口を考えたうえ、一つの高等審判庁、内・外城に一つずつの地方審判庁、内城に三つ、外城に二つの初級審判庁を設置する予定であった。光緒33年（1907）までに、内城の地方審判庁を除いてすべての審判庁の設置が終わった⁽¹³⁾。そのため、京師の内外城において、各区に起した刑事事件は、その該当刑罰の重さによって初級審判庁または地方審判庁によって受理され、四級三審制の手続きに照らして扱われることとなった⁽¹⁴⁾。

「京師實各省之準」（京師が各省の基準である）であるため⁽¹⁵⁾、京師においては四級三審制に即して各級の審判庁がほとんど設けられたが、京師の近郊においては審判庁を設置することができなかった。そのため、この地域の事件は管汛⁽¹⁶⁾によって扱われることとされた。管汛の権限は必要的覆審制に従って刑罰の重さによって決められ、即ち、管汛は笞・杖事件を結審することができ、それに対して、徒・流以上事件の場合には裁判の権限を持たず、ただ京師地方

審判庁に犯人および関係書類等を引き渡すのみとなった⁽¹⁷⁾。要するに、笞・杖事件は従来通り管汛によって扱われることとしたが、徒・流以上事件は新式の裁判機関である京師地方審判庁によって四級三審制の手続きに即して行われることとなった。

(二) 順天府（今の北京の周辺である）の裁判手続き

順天府は近畿であり、「司法区域分劃暫行章程」によると、順天府は京師高等審判庁の管轄区域に入っていたが、京師地方審判庁が京師の内外城と京営地域のみを管轄したため、順天府は京師地方審判庁の管轄に属していなかった⁽¹⁸⁾。そのため、順天府においての事件を扱うため、順天府では京師地方審判庁の支部、即ち京師地方審判庁分庁を設置するはずであった。但し、京師地方審判庁分庁ができていないうちに、京師地方審判庁分庁に属すべき事件は従来通り州県知事が初審を担当することとした。

次に、当時の順天府での裁判手続きの流れを、命盜重案を例に、具体的に説明しよう。

各州県では、州県の知事によって事件が審理され、犯罪事実を確認した上で知事が量刑を行い、解審すべき刑事事件は、各州県が犯人の身柄と関係書類などを上級機関である順天府に解審しなければならなかった。順天府が犯人身柄と関係書類などを受け取った後、直ちに京師高等審判庁に送付し、京師高等審判庁が第二審としてその事件を再び審査（覆審）することとした。もし事実誤認または量刑不当などがあった場合には、京師高等審判庁がその事件をもう一回審理して改めて判決を下し、もし高等審判庁の判決に対して上訴する場合、上訴人が大理院に赴いて上訴⁽¹⁹⁾を申し立てることができた⁽²⁰⁾。

以上から見れば、順天府に行く前の裁判手続きは従来と同じであった。即ち、州県は第一審として事件を扱い、その後、上級機関である順天府に解審された。

しかし、順天府は第二審として事件を覆審することができなくなり、京師高等審判庁へ州県からの犯人身柄及び書類を解審する役割のみを果たし、事件の第二審は京師高等審判庁によって行われることとなった。つまり、順天府は司法裁判の中から排除された。順天府のみならず、事件が直接に京師高等審判庁に送付されるため、直隸省の按察使司、さらに督撫への解審が省略され、按察使司と督撫による覆審もなくなった。

(三) 地方の裁判手続き

清末の各省においては、四級三審制と必要的覆審制がどのようになっていたのかについて、直隸省での裁判手続きを例に挙げ、以下に検討する。

清末の直隸省⁽²¹⁾は、通永道・清河道・天津道・大順広道・熱河道・口北道という6つの道を設置していた。6つの道の下には、12府（順天・承德・朝陽・宣化・永平・天津・河間・保定・正定・順徳・広平・大名）と6直隸州（遵化・冀州・趙州・深州・定州・易州）を設置した。そして12府と6直隸州の下には、135余りの県、17散州（通州・霸州・涿州・昌平など）、及び4散庁（囲場庁・張家口庁、独石口庁、多倫諾爾庁）を設置していた⁽²²⁾。

光緒33年（1907）に天津が審判庁を設置し始めてから、宣統2年（1910）までに、直隸省は、省城である保定に直隸高等審判庁一つを設置し、天津府に天津高等審判分庁一つと地方審判庁一つを設置し、そして保定府に地方審判庁一つを設置した⁽²³⁾。そのため、審判庁がある地域と審判庁がない地域においてはそれぞれの裁判手続きを行っていた。

1. 審判庁が設置された地域

直隸省の省城は保定にあり、直隸高等審判庁が設置された。保定に衙門をお

いていた清河道と保定府は直隸高等審判庁の管轄範囲に入った。その意味するところは、清河道・保定府に属する州県は、解審すべき事件を直隸高等審判庁に送り、直隸高等審判庁が第二審として審理した。

そして、天津府の衙門は天津にあり、そこに天津高等審判分庁が設置された。天津道の衙門も天津にあったため、天津道は直隸天津高等分庁の管轄範囲に入った。さらに、前述したように清河道は直隸高等審判庁に属したため、天津道と清河道に属する府・直隸州は、解審すべき事件を直隸天津高等分庁または直隸高等審判庁に送付し、直隸高等審判庁または直隸天津高等分庁が第二審として覆審を行うこととした⁽²⁴⁾。

それに対し、審判庁が設置される前の直隸省においては、従来の裁判手続きは以下のように行われていた。州県の初審事件が府または道に解審し、府または道はさらに按察使司に解審することとし、そして府（庁・直隸州）の初審事件が按察使司に解審することとした。

この従来の裁判手続きと比べれば、審判庁が設置された地域において、州県の初審事件は、府または道、さらに按察使司・督撫への解審が省略され、高等審判庁に直接に解送することとなった。府（庁・直隸州）の初審事件は、按察使司・督撫への解審が省略され、高等審判庁または高等審判分庁に直接に解審することとなった。

2. 審判庁が設置されなかった地域

宣統2年（1910）に法部は、解審すべき事件（即ち徒刑・流刑及び死刑）の犯人の解審について審議した。それによると、審判庁が設置されなかった地域において、各州県の初審事件の場合には、当該の府・庁・直隸州に犯人を解審し、府・庁・直隸州によって覆審が行われることとなった。府・庁・直隸州の初審事件の場合には、按察使司ではなくて当該の道に解審し、道によって覆

審が行なわれることとなった。そして、州・県が府・庁・直隸州と、府・庁・直隸州が道と遠く離れている場合には、府・庁・直隸州が州県に、道が府・庁・直隸州に、官員を派遣して覆審を行うこととされた。

宣統3年（1911）、直隸省提法使斎耀琳は、直隸総督陳夔龍を通じて審判庁が設置されなかった直隸省の各地域の解審について法部に諮文を出した。法部は、直隸省で審判庁が設置されなかった地域は宣統2年（1910）の審議に照らして行うことを求め、さらに、解審すべき事件の犯人は道・府・庁・直隸州まで解審し、按察使司と督撫への解審をしないことを強調した⁽²⁵⁾。

このように、審判庁が設置されなかった地域においては、裁判手続きは相変わらず必要的覆審制に照らして行われていた。但し、解審の回数は、州県事件の場合、三回（州県→府/庁/直隸州→按察使司→督撫）から一回（州県→府）に、府庁直隸州の場合は、二回（府/庁/直隸州→按察使司→督撫）から一回（府/庁/直隸州→道）に減らされ、そして事件への直接審理の回数も減らされた。

（四）覆判制度

宣統2年（1910）に「死罪施行詳細辦法」が頒布された。それによると、審判庁が設置された地域においては、高等審判庁または地方審判庁が終審として判決を下した事件は上級機関に解送せず、確定判決であることとした。審判庁が設置されなかった地域においては、大理院がその死刑事件に対して「覆判」を行わなければならないこととした⁽²⁶⁾。

覆判とは、審判庁が設置されなかった地域において、地方行政に加えて裁判を兼ねて行う道府州県によって審理された事件のうち「専奏」（一つの事件について専ら上奏）または「彙奏」（いくつの事件をまとめて上奏）とされた死刑事件は、当事者が上訴しなくても、自動的に大理院に送付し、大理院がその

事件の事実と量刑を書面で再び審査することである。

覆判の手続きについては以下のように行われていた。各省の督撫が死刑事件を法部と大理院に報告し、大理院が死刑事件の事実と量刑を覆判し、かつ二十日以内に覆判書類を法部に送り、法部が大理院の覆判を審査した。異論がない場合、法部によって皇帝に上奏し、異論がある場合、法部は大理院に訂正を求め、訂正後に、法部・大理院の連名で上奏することとした⁽²⁷⁾。そして、皇帝から死刑執行の命令が直接に法部に下され、法部から各省に死刑執行を通達することとした⁽²⁸⁾。

覆判の期限については、憲政編查館の上奏が次のように述べた。

「俟各直省府州県地方初級各審判庁成立之日、均遵定律定章審結、屆時再將覆判各節一律刪除」（各省・府・庁・州・県においては地方審判庁と初級審判庁を全て設置してから、定められた各法律や章程に照らして事件を結審し、その時点で覆判に関する法律条文を削ることとする）

光緒 33 年（1907）に大理院は、各省の死刑事件の覆判に対処するため、専門部門としての「詳讞処」を作り上げた。

「自定章以後、各省供勘咨送到院者、已不下數十百起、日後紛至沓來、勢必更形擁擠。查臣院民刑各庭、員缺較少、若責之以覆核才牘、不惟分其訊斷之力、抑恐繁劇難勝、轉滋枉縱出入之慮、非所以重人命也。臣等共同商酌、擬仿從前刑部律例館之制、於臣院設一詳讞処、摺各庭推事中之熟悉例案者、派為總核或分核、專司覆判外省死罪案件」⁽²⁹⁾（「覆判章程」が定められて以来、各省から送付されてきた事件の関係書類が既に数十百件以上になり、かつ後日に続々とやってくると、事務量が一層増えていくだろう。大理院においては各民事庭と刑事庭の司法人員がかなり少なく、そのため、彼らに事件を覆審することを指示すると、尋問と判決への力が分散されるのみならず、荷が重すぎて誤った判決を出しやすい恐れもあり、それは人命を重視することではない。従って、臣下たちは皆で一緒に相談し、清朝

の刑部の律例館⁽³⁰⁾に倣って大理院の中に詳讞處を設置し、各審判庭の推事の中から経験豊富なものを選抜して総核或いは分核に任命し、各省の死刑事件の覆判を専ら行うことをさせていただきたい)

清朝末期の覆判制度は、人命に関係するため死刑を慎重に執行しなければならないという理念のもとで、審判庁が設置されなかった地域の死刑事件の裁判を完全に道府州県の官長に任されるならば、公平を保てないのではないかと憂慮したため、作られた救済方法であった。

おわりに

清朝末期の司法整備により、伝統的な知県などの地方長官が裁判を含めて統治を行う「行政兼理司法」から、裁判所の裁判官による裁判を基本とする近代的な「四級三審制」の導入へ進められていった。その中、従来の統治機構とは別に裁判機構、即ち審判庁を構築し、統治機構の中から司法機能を取り出して、審判庁にそれを与えた。しかし、清朝が終わるまでに、審判庁は全国にすべて設置できず、特に行政区域の末端である県には初級審判庁がほとんど設置されていなかった。そのため、審判庁の設置状況によって、その裁判手続きは異なっていた。まず、審判庁が完全に設置された地域（例えば、京師）においては、その裁判手続きが四級三審制に従って行われていた。次に、審判庁が一部設置された地域（例えば、順天府と直隸）においては、州県の長官が裁判を兼ねて行っていたが、第二審は新しい裁判機関である審判庁によって行われていた。このように、県の上級行政機関である府（州県が第一審とする場合）、按察使司及び督撫は司法的機能を失い、行政機関に特化し、司法と行政を分離することを実現した。一方、州県から審判庁に行く段階では、必要的覆審制の「解審」が残され、即ち州県は犯人身柄と関係書類などを審判庁へ送付しなければならないこととした。要するに、審判庁が一部設置された地域においては四級三審

制と必要的覆審制の二つの裁判手続きが混在して適用されていた。審判庁が完全に設置されなかった地域（例えば、直隸省）においては、相変わらず必要的覆審制に従って行ったが、解審の回数がかかり減らされたため、その裁判手続きは簡略化された。

清朝末期においては、近代国家を整えるために、当時の清朝政府は近代裁判制度形成の意欲があった。しかし、清朝の終わりまで、新型の四級三審制は旧来の行政兼理司法から始終抜け出せず、司法整備は不徹底なものとなった。その不徹底性は、裁判手続きからみれば、旧来の行政兼理司法と新しい四級三審制との併用として体现された。四級三審制は行政兼理司法の仕組みを借りて、地方、特に県レベルで行政長官が裁判を行うことによって、審判庁が不完全に設置される問題を解消した。しかし、行政兼理司法の存在は、司法が行政から完全に脱出していなかったことを意味し、従来の四級三審制が目指していた司法の公正性が維持されにくくなった。それでも、清朝政府は、州県が審理した州県自理案以外の事件はすべて新型の裁判機関（審判庁）の覆審を受けなければならず、死刑事件の場合はさらに覆判制度の手続きを適用することとした。それによって、行政兼理司法を制限して、司法の公正性を維持しようとした。

清朝末期の裁判手続きの全体像を明らかにするために、制度の面のみならず、実務の面も考察しなければならない。そのため、省の档案資料を利用して、裁判手続きの運用や地方の裁判制度の実態を解明することは今後の課題としたい。

- 1 清朝において、民事事件は「州県自理案」であり、即ち州県が自ら結審できるものであった。そのため、州県から皇帝まで各裁判機関においての手続きを考察するために、本稿では刑事事件の裁判手続きを主たる研究対象とする。
- 2 近代中国とは本稿では当面、1840年のアヘン戦争以後の中国を指す。
- 3 主なものを挙げると、法律制度及び法典編纂については、島田正郎『清末における近代的法典の編纂』（創文社、1980年）、張晋藩主編『中国法制通史』（第九卷）（法律出版社、1999年）、張培田『中国清末訴訟審判機制轉變及其曲折』（上・下）（『国

- 家検察官学院学报』, 1994年3・4期)であり;裁判機関の設置と裁判官の選任については, 羅志淵『近代中国法制演變研究』(正中書局, 1976年), 李啓成『晚清各級審判庁研究』(北京大学出版社, 2004年), 李俊『晚清審判制度變革研究』(中国政法大学博士論文, 2000年), 李超『清末民初的審判獨立研究——以法院設置與法官選任為中心』(中国政法大学博士論文, 2004年), 張叢容『晚清中央司法機關的近代轉型』(『政法論壇』, 2004年1期), 韓秀桃『清末官制改革中的大理院』(『法商研究』, 2000年6期)であり;司法の獨立については, 韓秀桃『司法獨立與近代中国』(清華大学出版社, 2003年), Xiaoqun Xu『Trail of Modernity: Judicial Reform in Early Twentieth-Century China, 1901-1937』(Stanford University Press, 2008), 西川真子『清末裁判制度の改革』(『東洋史研究』53卷, 第1号, 1994年)である。
- 4 滋賀秀三『清代中国の法と裁判』(創文社, 1984年), 23 - 24頁。
 - 5 清朝において, 刑罰は五つ, 即ち笞刑・杖刑・徒刑・流刑・死刑があり, これらを五刑と呼んだ。そして, 笞刑は十から五十まで五段階に分けられ, 杖刑は六十から百まで五段階に分けられ, 徒刑は一年・一年半・二年・二年半・三年の五段階に分けられ, 流刑は二千里・二千五百里・三千里の三段階に分けられ, 死刑は絞と斬の二段階に分けられる。一番軽い刑罰としての笞十回から, 一番重い刑罰としての斬まで, 二十等があり, 罪の重さによって刑罰また刑罰の等を決められる(楊鴻烈『中国法律發達史』(下), 上海商務印書館, 1930年, 943 - 944頁)。
 - 6 犯人は被疑者・被告人を当時の呼び方にならって, 本稿ではこう呼ぶ。
 - 7 朱壽朋編『光緒朝東華錄』(中華書局, 1958年), 5598 - 5600頁。
 - 8 提法司は元々按察使司である。官制改革によって, 按察使司は提法司という名称に変更した。
 - 9 『大清法規大全』(四)卷四・法律部・司法權限, 1836頁。
 - 10 楊予六『中國歷代地方行政區畫』, 中華文化出版事業委員會, 中華民國46年11月。
 - 11 民国元年(1912)に, 審判庁の設置場所が近く, また経費を節約するために, 京師第三初級審判庁と京師第五初級審判庁とを合併して第四初級審判庁と称し, 元々の第四初級審判庁は第三初級審判庁という名称へ変更した(「查京師各初級審判檢察庁設置地点從前劃分五区, 惟第三庁與第五庁距離甚近, 自當裁併以節經費, 本部經於八月二十六日呈請大總統任命各初級庁法官文内声明, 現擬以第三第五兩庁改爲第四庁, 以第四庁改爲第三庁, 其第一第二兩庁應仍其旧等因在案」(元々は京師の各初級審判庁と檢察庁の設置場所によって五つの区域に分けられていたが, しかしながら初級審判庁の第三庁が第五庁と非常に近いため, 経費の節約でこの二つの庁を合併すべきである。わが部(司法部)は8月26日に大總統に上申した「各初級

- 審判庁法官文」の中で、初級審判庁の第三庁と第五庁を初級審判庁第四庁へ変更し、元の第四庁を第三庁へ変更し、そして初級審判庁の第一庁と第二庁を元のままにさせていただくことを言明した) (『北京審判制度研究档案資料選編 (民国部分)』, 第3冊, 344頁)。
- 12 『司法公報』第1年第3期, 「各直省已擬設各級審判檢察庁一覽表」。
 - 13 『大清法規大全』(四)卷七・法律部・審判, 1869 - 1870頁。
 - 14 中国第一歴史档案館蔵, 京師高等審判庁・139, 「順天府諮請核覆各属解送命盜案件手續き以便飭遵由」。
 - 15 『大清京師各級審判庁試辦章程』, 東京大學東洋文化研究所蔵。
 - 16 営汛とは京師を守備する衙門である。
 - 17 朱壽朋編『光緒朝東華録』, 5787頁。
 - 18 『大清法規大全』(四)卷四・法律部・司法権限, 1836頁。「第二条, 高等審判庁, 京師及各省省城各設一所, 其管轄如左, 一 京師高等審判庁, 以順天府轄境為其管轄区域……第四条, 地方審判庁管轄区域如左, 一 京師地方審判庁, 以京師内外城及京營地面為其管轄区域……第五条, 順天府各州県及直省各庁州県, 應設地方審判分庁」(第二条 高等審判庁は, 京師及び各省の省城に一箇所ずつ設置し, その管轄区域は左の通りである。一 京師高等審判庁は順天府が管轄する範圍を管轄区域とする……第四条, 地方審判庁の管轄区域は左の通りである。一 京師地方審判庁は京師の内外城及び京營の管轄区域を管轄区域とする……第五条, 順天府の各州県及び各省の各庁州県においては地方審判庁分庁を設置すべきである)。
 - 19 解審の必要がない事件, 即ち州県によって結審された事件は, 上訴する場合, 当事者が京師高等檢察庁に赴いて上訴し, 京師高等審判庁によってその事件が扱われることとした。
 - 20 中国第一歴史档案館蔵, 京師高等審判庁・139, 「順天府諮請核覆各属解送命盜案件手續き以便飭遵由」。「若經該庁覆鞫後如有冤抑, 自當立予平反, 即供勘不符, 或錯擬罪名, 或犯供狡卸, 亦当由該庁詳細研鞫, 按律定擬, 方足以清冤抑而免拖累。倘判決之後慮有不服, 仍可赴大理院上訴」(高等審判庁が覆審して冤罪がある場合には, 判決を直ちに見直しなければならない。即ち供述と合わない場合, 或いは罪名が間違った場合, 或いは犯人が詭弁して逃れる場合には, 高等審判庁によってつぶさに研究して尋問し, 律に照らして量刑しなければならない。そうすると, 冤罪を晴らし, 累を及ぼすこともなくなる。尚判決後不服があるならば, 大理院に赴き上訴することもできる)。
 - 21 直隸省は元々明北直隸と言ひ, 順治2年(1645)に直隸という名称に変わり, そ

して清康熙8年(1669)に直隸省となった。

- 22 張明庚『中国歴代行政区劃』, 中国華僑出版社, 1996年, 411頁。
- 23 『司法公報』, 第1年第3期(1912), 「直隸省已・擬設各級審判檢察庁一覽表」。
- 24 中国第一歴史档案館蔵, 法部・審録司・直隸科・24226, 「法部諮復江西巡撫奏請變通距省寫遠州県招解死罪人犯事」。
- 25 注24所掲史料。
- 26 中国第一歴史档案館蔵, 會議政務処・諮文・705, 「憲政編查館奏核議法部奏酌擬死罪施行詳細辦法折」。
- 27 朱壽朋編『光緒朝東華錄』, 5702頁。
- 28 劉錦藻『清朝統文獻通考』(三), 卷二百四十九, 刑八, 9945頁。
- 29 注27所掲史料。
- 30 律例館は刑部の中に設置され, 律令及び各法令の編纂を司る。さらに, 刑部においての各司が審査した事件に, 異論がある事件の誤りを訂正することを行う(中国歴史大辞典清史卷編纂委員会『中国歴史大辞典』(清史卷), 上海辞書出版社, 1992年, 368頁)。

[付記] 本稿は中国人民大学新教師啓動金項目による研究成果の一部である。

清朝末年之審判制度

——以刑事審判程序為中心——

娜 鶴 雅

清朝司法制度，即逐級審轉覆核制，沿襲了傳統中國行政兼理司法的重要特徵。但自鴉片戰爭以來，清朝政府被迫與各國簽訂了一系列不平等條約，國家主權遭受到前所未有的重創。為了維持現有統治秩序，改正不平等條約，廢除治外法權，清朝政府決定學習西方，開展立憲運動，進行司法改革。光緒32年（1906），清朝政府仿照日本司法制度在全國建立了四級三審制，始設新式審判機關——審判廳。但至民國元年為止，全國除高等審判廳基本設立外，地方審判廳和初級審判廳只完成了計畫的1/3和1/5。審判廳設置的不完全，使得當時的審判程序也大不相同。（1）在審判廳完全設置地區（如京師），審判程序按照四級三審制進行。（2）在審判廳未完全設置地區（如順天府），州縣仍按逐級審轉覆核制兼理司法審判，但自第二審開始，原審判機關府、按察使司、督撫均被排除在審判程序之外，為高等審判廳所取代。（3）在審判廳未設置地區，仍採用逐級審轉覆核制，但審判程序有所簡化。行政兼理司法的存在也威脅著司法的公正性，於是清朝政府規定，除州縣自理案件以外的案件都要經過審判廳複審，並創設了針對死刑案件的覆判制度，從而達到彌補行政兼理司法弊端，制約行政官司法權限的目的。